

アンケート結果④ 関係機関からの意見（被疑者等支援業務の課題と期待）

【近畿ブロック】

被疑者等支援業務の課題	
保護観察所関連	・保護観察所、定着、検察庁、弁護士会等の関係機関で、同業務について、当県の実情を踏まえた運用等について検討する必要がある。
検察庁関連	・検察庁として、定着が行う同業務の課題点はつまびらかでないが、当県は県域が広く、北部に所在する定着に配置された少人数の職員が、中部・南部方面の対象者に対しても、充実した同質の支援を行うには、相当の負担があるものと懸念している。
弁護士会関連	・なし
その他	定着) ・同意書の運用方法 ・弁護士と定着との関係 ・面談場所の確保（遮蔽板なしの面談室の確保など） ・ケースの終了の考え方 ・医療面（健康診断、PCR検査、診療情報提供書、釈放後数日の処方薬） ・在所証明書の発行 ・釈放時の連携、役割分担 ・地域、圏域によって事業理解の格差について ・継続した支援を実施していく上での人員について ・同業務の対象について ・今年度はまだ予算がついていない。 ・弁護士から定着への依頼により当業務の対象となるケースはあるが、「検察→保護観察所→定着」ルートでの依頼は今のところ無く、ルート整備が必要。

被疑者等支援業務への期待

- ・現在、政府は「満期釈放者対策」に力を入れている。一方で、刑事司法の入口段階にある人に対し、必要な支援を行い、もって再犯防止に繋げることも非常に重要なことと捉えており、関係機関が今まで以上に連携を図っていく必要性があると思う。
 - ・本年度においては、被告人段階において支援を開始し、勾留場所が拘置所であったケースが大半であった。被告人段階での面会については、拘置所の規則により、遮蔽版付きの面会室であることが求められているが、遮蔽版付きの面会室でのやり取りには意思疎通に支障が生じる場合があることや、A D L の動作確認が適切に行えないなどの課題が認められる。法務省側の機関としても、この課題について問題提起し、改善を図っていきたいが、同業務の全国的課題として認識していただきたい。
 - ・同業務で福祉的支援が必要な人に適切にサポートが受けられる様にしていくことで、再犯防止に繋がるものと思われる。
 - ・システムや制度、人の力、それらが非常に重要であると考えている。互いを知り、垣根を超えた連携が必要であると感じる。
 - ・保護観察所との連携強化により同業務を一層充実させると共に、検察庁等からの支援依頼による相談支援業務により、釈放後に重点的な福祉的支援を必要とする被疑者等について、更生緊急保護の重点実施候補者として頭出しがれなど、相談支援業務と同業務との連動が図られることを期待する。
 - ・入口支援には行政の協力が不可欠であるが、「身体拘束中の被疑者・被告人については対応しない」「被疑者・被告人の罪が軽くなるような対応はできない」等の、入口支援の意義を理解していない行政が協力を拒否する事案が散見される。行政の誤解を解くために、定着担当者や弁護人が説明したり、県から各市町あてに入口支援への協力を求める文書を送付したり、過去には行政向けの研修会的なものを定着と弁護士会が行ったこともあったが、抜本的な解決にはほど遠い状況である。定着や県、弁護士会による対応には限界があるため、国レベルで、各市町村に対し、入口支援への協力が不可欠であることを周知徹底する方策を講じていただきたい。
 - ・入口支援の対応は大変だと思われることから、業務量に応じて、人的物的な体制の増強がされるよう希望する。
- (定着)
- ・関係機関で集まり、課題の検討会や勉強会の開催。
 - ・検察庁に福祉職を配置して欲しい。
 - ・勾留中の面接時間延長や、医師の診察が必要となる場合が多い。また障害者手帳や福祉サービス申請をスムーズにおこなえるように、警察署や拘置所、医療機関等の協力を得たい。
 - ・地域や圏域等に対して理解を進める取組(普及啓発等)を積極的に実施していくことが望ましい。
 - ・事業の必要性を明確にし、実践を重ねながら実績を残していくことが重要である。
 - ・月一回の会議を開催し、ケースを通して、課題や問題点については、現場判断でできることは、できるだけ速やかに改善を心掛け、各セクションでの判断や決裁が必要なことは、持ち帰って次回会議で再検討できるよう対応している。また、現場で判断できないこと、については、上級所管部署（地検→法務省刑事局、保護観察所→保護局、矯正管区→矯正局）を報告し、事業改善に取り組んでいる。この会議に委託元も参加し、指導も仰ぎながら事業を推進しているが、全国レベルで検討すべきことや、ご指示いただきたいことについて、厚生労働省にも相談しているところだが、現時点では現場で判断するようにとの指示にとどまっており、戸惑うことも少なくない。全国的な広がりや、定着が安心して活動するためにも、サポート体制の強化を期待する。

アンケート結果④ 関係機関からの意見（被疑者等支援業務の課題と期待）

【中国・四国ブロック】

被疑者等支援業務の課題	
保護観察所関連	・なし
検察庁関連	・現状、同業務を依頼できるのは、更生緊急保護の重点実施対象者のうち高齢又は障害のあるものとなっていることから、検察庁から直接に同業務を依頼できないほか、対象者が限定されており、検察庁としては十分に活用できる環境がない。
その他	定着) <ul style="list-style-type: none"> ・検察庁、保護観察所とどのように深い連携を図ることができるのか（風通しの良い関係性となるか）。 ・定着事務所が設置されている県東部から距離のある県中部・西部の支援をどのように行うかと、さらなる地域の支援者との関係作り。 ・県事業である更生支援コーディネーター派遣事業との連携 ・出口支援では矯正施設とも連携しながら時間をかけて対象者の情報を収集できるが、入口支援においては短時間での情報収集が求められる。 ・同じ事件で、検察・弁護人の両方からも依頼が入ってくる可能性があるため、整理が必要。 ・更生緊急保護の重点実施対象者が少なく、現行の国の同業務のスキームに該当するケースがない。同業務として整理するためには、「地域の実情に応じた」方法による事業実態に向けて、関係機関の調整が必要。 ・限られた身柄拘束期間での円滑な業務実施の可否 ・住居を持たない対象者が発生した時の緊急受け入れ先の確保 ・職員体制の充実に伴う財政的支援（国費及び県費）の安定的確保 ・入口支援業務に係る職員のスキル不足 ・財政がしっかりと決まらないと人員確保も難しく、準備もできない。財政の安定的確保が必須。 ・弁護士からの依頼をどう対応していくのか。 ・来年度予算が決まっておらず、人員配置についても未定の為、開始時期を決める事ができない。県と協議していきたい。 ・厚生労働省から示された同業務については、フローには保護観察所からの依頼との流れが示されているが、地域の実情に応じた方法に適宜変更して実施することとして差し支えないとの記述から、地方検察庁・保護観察所と県・定着で実施について協議している。

被疑者等支援業務への期待

- これまで、再犯防止モデル事業として、定着が主体的に入口支援を行っていた所、今年度から保護観察所も加わることとなったため、今後の進め方については、ケースを通して検討していきたい。
- 受刑者と異なり、裁判の期日までの短期の間に様々な調整が必要となってくると思われる。裁判までの刑事手続きの流れについて、共通認識が必要。
- 被疑者等支援の発出は、県独自の取組である弁護士や更生支援コーディネーターが起点となることもあるところ、弁護士や更生支援コーディネーターとの連携のため、相互の業務を理解する機会が必要と思われる。
- 同業務を実施しても、裁判の結果、実刑となるケースも想定される。そういう場合、受刑中の支援について、刑務所も含めて、どのように支援を継続するかを、あらかじめ弁護士や更生支援コーディネーターと打合せを行う必要を感じる。
- 捜査の段階で、本人の福祉支援に必要な基本的な情報が収集できていると、その後の調整が円滑になる。
- 特別調整のフォローアップ業務のような、居住地確保後の継続した支援。
- 同業務の事業開始に伴い、当庁とともに、特に高齢者又は障害のある方が適切な福祉サービスを受給できるよう、引いては再犯率の低下が図れるよう期待する。
- 更生緊急保護の対象であるが福祉的支援の必要性が高い者も多く定着の大きな関りや支援。また、福祉的フォローアップが必要な対象者についても広く同業務としての対応を期待。
- 支援対象者の要件を緩和し、生活困窮者、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者すべてを対象としたうえで、当庁から直接、標記支援業務を依頼できる取扱いをしていただきたい。
- 現在は重点実施数は少ない。実際に件数を重ね、事例ができることで深く意見を交わすことができるようになってくると思われる。
- 同業務の対象にならない方の中には支援が必要だろうと思う方がおられる。対象外・希望しない方にどう地域に繋いでいくことができるのだろうかと思っている。地域の機関に相談しても「何を求めるの?」と言われる事がある。問題点がはっきりしている方はいいが、はっきりしない方など、何かにつながってほしいと思われる方の相談もできるようになればありがたい。

定着)

- 検察庁、保護観察所との意見交換会を県主管課主催で今年度1月末開催予定。来年度から定期的に実施できればと期待している。
- 今年度実施した同業務の仕組みを利用しつつ、今までモデル事業で行ってきた入口支援も同業務としてカウントできるようになったらよりよいと思う。
- 2月に県西部の相談支援専門員対象のスキルアップ研修会にて定着職員で講師として参加するので、意見交換やグループワークを通して現場の方たちとの繋がりを持つてればと思う。
- 捜査の段階で、本人の福祉支援に必要な基本的な情報が収集できていると、その後の調整が円滑になる。
- 10月に地方検察庁からの依頼により、相談支援業務として1件、試行的に対応した。試行であったが、実施して分かったこと多くあったことから、関係機関(観察所・地方検察庁)と連携して、まずは定着の支援実績を積み重ね、業務の幅を広げる。
- 事業開始に向けた課題点を処理し、関係者との連携と事前の事務処理方法の検討を行うことによって業務を開始したい。
- 安定的な予算の確保と自治体との密な連携
- 来年度の開始時期等が決まった段階でまた話合いをさせてもらいたい。弁護士の参加はその時に検討。
- 地域の実情に応じた方法に適宜変更して実施することも差し支えないとの記述があるが、一定モデル的な取り組みなど参考となるのものを例示してもらいたい。

アンケート結果④ 関係機関からの意見（被疑者等支援業務の課題と期待）

【九州ブロック】

	被疑者等支援業務の課題
保護観察所関連	<ul style="list-style-type: none"> ・検察庁が弁護人の弁護活動にどのように関与できるのかが課題と思われる。 ・弁護士からの依頼について、保護観察所としては起訴後に、受け入れできるとは言えない為、検察側に更生緊急保護について打診をしてもらう形が望ましいが、弁護士側とも一度協議する必要がある。
検察庁関連	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の必要性があり、検察側から本人へ支援の必要性を促しても、本人が希望しない場合や、何とか理解し保護観察所まで出頭させるが、保護観察所で本人が断るケースもあるなど、検察庁の段階で本人へ支援の必要性を理解させる点で課題がある。 ・検察庁としては、勾留中の新規対象者との面接は1回を基本としてほしい。保護観察所、定着合同にて1回の面接を基本とするが、短期間での日程調整で面接が可能か課題である。また、検察の調べに重ならない限りは、警察署が遠方の場合は更に日程調整が厳しくなる。 ・検察庁の入口支援も、弁護士による入口支援も、再犯防止に向けた支援という点では目的は同じであるものの、被告人段階における支援を例にするか、弁護人が実施する入口支援は、裁判において、刑を軽くする意味での情状のための弁護活動であるのに対し、検察庁のそれは、情状弁護とは一線を画し、あくまでも、判決後の生活支援であって、支援の位置付けが異なる。そのため、検察庁が弁護人の弁護活動にどのように関与できるのかが課題と思われる。 ・検察庁でも全部の事件に目を通すのは難しい。特に起訴するか処分が不明確な場合は、検察庁も動きづらい。
弁護士会関連	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会において、同業務は弁護士業務の兼ね合いなど危惧する意見もあり、制度の周知はできていない。支援に意欲のある弁護士が水面下で定着に支援依頼をしている状況。
その他	<p>定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釈放時の服薬がないため、釈放後すぐに医療機関受診の必要があり、裁判が夕方の場合は受診が困難となる。そこで、同業務の対象案件については、検察庁にて担当検事に裁判を午前中にできるよう調整していきたい。 ・被疑者で起訴されない場合は、釈放までの日数が非常に短い。 ・事業開始から1件もあがっていない状況から、予算等に影響を与えてしまう可能性がある。職員数は増えているが、実績として上がらない状況は良くない。 ・依頼件数が積み上がっていない状況にある。一方で、相談支援業務としての依頼は少なくないため、自県独自の支援体制をどのように構築していくか検討が必要と思われる ・同業務の依頼件数が伸び悩んでいるため、弁護士や地域の福祉関係機関等にも、積極的に当事業を周知し、相談窓口を広げる必要性を感じている。 ・地方検察庁や弁護士会等の刑事司法機関への効果的なアプローチが必要である。 ・入口支援に対し、関係機関との連携・協議は重ねているが、予算がおりていかない状況。 ・自立準備ホーム運営法人の種別が、依存症回復施設系に偏っているため、依存症傾向がある方の支援には強いが、知的障害や身体障害、高齢者への支援は難しい。 ・高齢者や女性、少年・少女の一時受け入れを専門とした施設がほとんどなく、彼らへの専門的知識や対応経験をあまり持たない施設等へ一時帰住させるしかない場合がある。 ・更生保護施設は2か所あるが、1か所は市街地から遠方かつ就労訓練(技能訓練)を受けなければならないため、定着が対応する案件には適さない場合がほとんどで、もう1か所は市街地に近い分、仮出所者等の一般受刑者の利用頻度が高く、早期に2次帰住先へ移行させなければならない状況があり、一時帰住先でアセスメントを取ることが難しい状況になる場合がある。 ・他の先進県に視察や意見交換を重ね、検察庁や弁護士会が候補者を選定する資料となる相談受付票を作成し、配布する必要がある。

被疑者等支援業務への期待

- ・保護観察所においては、検察庁からの事前相談が前提であり、起訴後は、審判前の調整等が本人の審判の量刑に関わることのないよう配慮が必要と判断しており、引き続き担当検察官等と情報共有を進めていく。また、可能な限り、身柄を解かれるまでの期間が長く担保されれば、面接の実施及び関係機関との調整等計画的に実施可能と思われる。
- ・年に2回、保護観察所の主催で、関係機関との会議を開催している。その中で、重点実施について周知を図るとともに、弁護士会への呼びかけ等も検討していきたい。
- ・来年度受託法人が決定後、事業開始前には現場・事務レベルで話し合いを行いたい。検察庁の同席は絶対必須（県によって検察庁の温度差がある）。その際、他県事例を用いて説明した方がイメージしやすく、その後の話が展開しやすいかもしれない。
- ・適切な予算措置を期待します。
- ・定期的なケース会議や事例検討会議の実施を通して、より連携が図れることを期待したい。
- ・同業務について、弁護士との連携が模索されている。当地検だけで決められるものではないが、検察全体として取り組むということになれば関わっていきたいと考えている。
- ・令和4年3月頃を目指し、重点実施で依頼した件数についての反省点等の協議をしたい。
- ・従来、住所不定の被疑者は起訴されることが前提だった。そして、判決までの間に居住場所の調整を行っていた。しかし、同業務により、被疑者の間に調整いただいた結果、居住場所が見つかり、不起訴になる等、被疑者の更生に資する。
- ・同業務は主として検察庁との調整になるという趣旨は理解しているが、弁護人にも情報共有がなされれば、より実効性のある弁護活動ができると考えられるので、可能な限り弁護人にも速やかな情報共有をお願いしたい。

定着)

- ・対象案件が増えてくると、定着だけでは支援が難しくなってくるため、地域の医療機関や福祉事業所などが支援できるよう、制度の周知と協力機関の確保に努めて欲しい。
- ・同業務が、重点実施に繋がっていない現状から、相談支援業務として継続的に業務を行う中で、重点実施者として挙げられるケースであれば、各関係機関との連携を継続的に行い、実績に繋がるようにしていきたい。
- ・周知啓発を通じて広く同業務が浸透することを期待したい。
- ・釈放後の支援が長期化するケースも見られるため、地域の関係機関への協力や引き継ぎが円滑に図れることを期待したい。
- ・来年度から稼働予定なので動きを注視していきたい。
- ・予算確保とそれに伴う人員配置。
- ・当事業に高い関心を持つ本県内の施設等に対して、意見交換や広報活動を継続的に実施し、県内全圏域に自立準備ホーム等に登録した一時帰住先となる施設等が増え、対象者の希望や特性に適した帰住先を選定できることを期待している。
- ・弁護士会の刑事弁護委員会や高齢・障害者権利擁護委員会だけでなく、刑事弁護を担当する10年目未満の若手弁護士を中心とした勉強会や意見交換会も実施していきたい。

アンケート結果⑤ 関係機関からの意見（好事例）

【北海道・東北ブロック】

	好事例
ケースに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・統合失調症及びアルコール依存症により精神障害者保健福祉手帳を持ち、傷害により起訴された被告人について、定着により福祉調整がなされ、起訴猶予判決による釈放後、速やかにグループホームにつながり各種福祉支援が受けられた事案。 ・認知症疑いの高齢独居男性が食べ物の万引きや軽微な窃盗を繰り返し裁判中であると、包括から相談あり。検察庁からも入口支援要請あり。その後、裁判で保護観察つき執行猶予判決。観察所の面接でも一人暮らしは難しいと判断され、更生保護施設に入所。定着では、医療や介護サービスに繋げるため、精神科クリニック受診及び介護保険の認定。前住居（借家。ゴミ屋敷状態）の処理対応、債務整理のため法テラス利用、更生保護施設では、認知症のため不穏な行動あり。介護保険サービス（デイ、ヘルパー）を利用しながら更生保護施設で生活し、次の入所先を探した。定着は関係機関との調整と、本人が一人で行動できないため、通院や買い物の支援、事務処理などを行った。現在は介護施設（老健）に入所でき、本人の状態は良い。
相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・地検からの相談を受け、警察署で本人と面談を行い、支援の希望を確認。 ・同業務の初めての該当候補者であったため、県担当者の仲介のもと、保護観察所・地検と協議し、このケースを同業務で取り扱うこととなる。 ・警察署で本人と数回面会。更生保護施設へ入所し、生活保護を受けながら就労や居住先の確保を目指すこととなる。釈放後、当センターでは生活保護申請や通院、身分証の再発行、就労に向けたケータイ電話契約などの同行支援を行う。本人は、自ら積極的に仕事を探し、交通量調査の日雇いの仕事を行う。その後、夜間勤務の仕事を見つけるも、更生保護施設で夜間就労が認められなかったため、急速、無料低額宿泊所へ入居し就労することとなる。今後は、本人が自立した生活ができるよう関係機関と連携しながら見守りを継続することとする。
協議等	<ul style="list-style-type: none"> ・同業務の依頼は少ないが、相談支援業務として入口支援の実績を重ねている取組。 ・同業務を実施している他、相談支援業務として入口支援を行っている。 ・同業務については、弁護士会の会員が関与した案件は1件しか報告を受けていない。その理由としては、利用要件が厳しいほか、検察庁の協力依頼が消極的であることが挙げられる。他方、「相談支援業務」としては、昨年度に引き続き、入口支援の実績を重ねている。具体的な事例としては、窃盗の累犯前科のある障がい者が逮捕・勾留され、弁護士が定着と連携をして早期の面会や環境調整等を実施した結果、起訴猶予処分となった事例があった（刑法上の責任能力には問題なし）。普段から弁護士と定着とが顔の見える関係であり、勾留期間中に早急な対応が実現できた。なお、同業務の対象外とされたため、定着には、相談支援業務の枠組みで対応していただいた。また、昨年度の事例であるが、精神障がい者による放火事件の裁判員裁判において、弁護士と定着が連携して被告人の支援に当たった事例がある。定着には、更生支援計画書の作成、公判期日に情状証人として出廷（更生支援計画書の説明）、医療機関や福祉施設との調整、判決後の病院への送迎等、幅広い協力をしていただいた。

好事例に対する関係機関の意見

<保護観察所>

- ・保護観察所では調整しにくい福祉調整やきめ細かいフォローを行い、非常に有意義であったと思う。

<保護観察所>

- ・判決後の面接調査で、判決内容を覚えていない部分があり、認知症が疑われたので更生保護施設入所を勧めた。三度の食事が提供され、執行猶予中の対象者が、施設の決まりを守って暮らしていくことができるようになった。結果として、「バランスよく三食食べられ、支援する人が近くにいる」状態となつたので、良かった。

<法テラス>

- ・認知症のため出向けず、特定援助対象者法律援助制度を利用し、更生保護施設で相談を行い、迅速な対応で清算処理を進めることができたので良かった。

<地域包括との連携>

- ・介護認定申請の支援、次の入所先の検討などで協力できて良かった。

<介護保険サービス>

- ・日中活動としてデイサービスを利用。更生保護施設でもヘルパーを利用できた。その後、更生保護施設を退所し、老健に入所できた。なお、老健でのケアが行き届き、現在は状態が良くなつて、要介護1から要支援1になった。要支援だと短期入所になり、年金のみでは支払いできなくなるため、次の入所先を検討中であり、継続して支援していきたい。

<保護観察所>

- ・本ケースについて、本人が自力で就職活動を行っていたことは承知していたものの、その後、本人が更生保護施設を退所する旨の連絡が本人の退所予定日前日に受けたのみであったため、本人の経過が不明のまま、本人は更生保護施設を退所する運びとなった。お手数をおかけするが、支援経過中の状況報告をお願いしたい。また、福祉サービス等調整計画通知書（被疑者等）の提出については、定着の方針を共有するため、依頼後、概ね1月後を目途にいただきたい。なお、今回のケースで言えば、就労決定したのは喜ばしいものの、自立資金を貯めるという観点では就職先を選ぶ段階で助言等の余地があつたのではないかと思料する。

<地方検察庁>

- ・本事例は、勾留された被告人であり、起訴後、間もなく検察庁から対象者の情報を提供した案件で、判決、釈放までの間、捜査段階で拘留された被疑者と比較して時間的に余裕があり、面談が適切に実施できること、面談により対象者に必要な福祉的サービスについて十分検討し、住居の確保、就労等の支援を実行できしたことから、最終的に対象者の自立につながったものと思料する。定着において、対象者が支援を受ける要件を弾力的に扱つたことから支援対象となつたものであり、ご協力に感謝している。

<弁護士>

- ・当初より本人が支援を受けることを希望しており、円滑に支援へとつながった好ケースであったと考える。

<更生保護施設>

- ・就労支援については、もう少し密な連携が必要と感じている。

<無料低額宿泊所>

- ・本人の「就労したい」という意思を尊重した支援をされていると思う。私達もその支えの一つになればと考えている。

<市生活保護担当>

更生保護施設入所後、本人が就労に向けて積極的に取組み就労することになる。就労後、新たな居住地の確保にあたり定着の協力を受けて無料低額宿泊所に入所となった。今後はアパートへの転居を計画しており、自立に向けて継続した支援をお願いしたい。

<検察庁>

- ・検察庁からの相談支援業務にかかる住居の確保、生活保護申請の援助等の入口支援について、迅速・適正な対応を取つていただきたい。今後も同様の対応をお願いしたい。

<弁護士会>

- ・いずれも弁護士のみでは実現困難な取組みであり、定着の存在は大きく、必要性が非常に高いものとなっている。被疑者・被告人にとっても、刑事事件をきっかけに、本来受けるべき支援に繋がることができたと思われる。

<保護観察所>

- ・関係機関との打合せや対象者との面接など、同業務に積極的に取り組んでいる。

<検察庁>

- ・検察庁、保護観察所との事務打合せ等にも積極的に参加し、関係機関と緊密で良好な関係を構築していただいているが、今後、ますます入口支援が増加することも見込まれ、より充実した支援をするためにも会議及び打合せの回数を増やすことなどを協議したい。

- ・専門部会で示される相談業務には、検察官が関与していない事例が多く含まれており、これに対する意見はないが、現状を把握するという意味において意義がある。

- ・3機関（保護観察所、定着、検察）がそれぞれの役割でスムーズな対応ができた。

- ・対象案件の見極めが重要。

アンケート結果⑤ 関係機関からの意見（好事例）

【関東・甲信越ブロック】

好事例	
ケースに聞すること	<ul style="list-style-type: none"> 重点実施者の選定を目的に、支援等協力依頼があったケース。本人に会う前から市役所等を訪問し情報収集し、入所先の調整も行う。その後、保護観察官が留置先へ赴き実施する被疑者との面接に当センター職員が同席している。傷害のある被疑者に対し、受け入れ先のグループホーム責任者も事前に同席し、本人との接点を持った。その結果、釈放日にグループホームへ入所することができた。現在も同じ場所で支援を受けている。
相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> 6年前から「一般相談」として「入口支援」を取り組んでいる。理解ある一部の弁護士、検察、検察捜査員、警察官が、いい意味で、定着を便利に利用し、協力してくれていいいる。
協議等	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年9月より開始のため実績なし。準備として、4月以降に4者（検察、保護観察所、県社会福祉士会、定着）による意見交換会を重ね、業務実施に向けて検討を行った。また、県弁護士会と県社会福祉士会との勉強会も別途行っている。 検察、保護観、定着、県の4者で定期的に被疑者等支援に関する会議を実施。（4、6、11月予定の3回実施。）会議内で過去の定着の事例をもとに、対応可能なケースなど具体例を提示し説明、共有している。 弁護士会とは今後の会議参加（5者会議の実現）に向け協議中だが、検察庁との関係上、弁護士から被疑被告人支援業務の対象となる正式な枠組みが決定するまでは、参加見送りとなっている。ただいつでも協力参加できるよう今年8月、弁護士会から定着に向け「入口支援連携体制構築に関する協議について」と依頼発出していただき、4者会議へ参加がなくとも、定着と弁護士会で情報共有できる場を設定している。 県内全ての更生保護施設、自立準備ホームに向けて、被疑被告人支援についての説明、継続的な協力を目的とした研修協議会を、保護観察所、検察と開催する予定。 今年5月、同業務の開始にあたり、更生保護施設、自立準備ホームが存在し、生活保護の申請増加が見込まれる市の生活保護課を訪問し、同業務の説明と本事業へ更なる協力を依頼した。 4者会議（県福祉保健総務課、地方検察庁、保護観察所、定着）実施 県内の関係機関向けに研修実施（司法福祉研修令和3年11月30日） 受け入れ施設確保のため、自立準備ホームの登録施設の促進（保護観察所と連携） 地方検察庁職員向け研修（令和3年1月31日実施予定） 弁護士会向け研修（令和3年3月19日実施済み） 関東・甲信越ブロック研修のZOOM視聴会場の設置（令和3年11月10日、11日実施済み） 重点実施の保護観察所との面接の際に、地域の関係者が面接に同席することができた。 重点・相談どちらの相談に関しても検察庁から直接、定着へ事前情報として相談を投げていただいている。また本人からまだ同意が得られていないケースに関しては個人情報は伏せたうえで、何かできるか相談いただけることで、時間がないが早めの検討ができる。 釈放時間や釈放場所、自転車などの還付など定着の動きに合わせて対応していただいている 弁護士や地域の関係者、親族を交えて検察庁で支援会議を行うことができている ケースによっては施設や病院などへ警察が釈放後、送っていただき、そこで待っている支援者に引き渡していくことができる 検察庁において簡易鑑定の書類などを含め、ほとんどの資料を閲覧・記録することができる。また、家族への連絡など必要な関係者と定着が直接連絡とれるよう配慮いただいている 検察庁が社会福祉士・精神保健福祉士へ助言を求める取り組みを以前から行っている。その助言するための面接と定着と一緒に面接することで見立てや方向性を検討できている 釈放までの時間がなく、検察庁にご本人を面接のために呼べない際は拘留されている留置所で面接時間が長くできるよう対応していただいている 弁護士から相談いただいたケースも、検察庁の社会復帰担当に相談し、検察庁からの相談としても依頼していただき、弁護士と検察庁で釈放後の支援を協力して行うことができている。 検察庁の検事、事務官に向け被疑者・被告人支援で検察庁からお願いされたケースをフィードバックするため、釈放後のケースのその後についてを報告するなど、被疑者・被告人の中での福祉につなぐ必要がある方々に気づいていただくための研修会を行った。 地域の福祉関係者から逮捕された方の相談を定着が受けた際、検察庁に問い合わせることで釈放日など福祉関係者が必要な情報提供を行っていただける。

好事例に対する関係機関の意見

<保護観察所>

執行猶予確定前の更生緊急保護申出事例である。検察庁からの調査・調整依頼を受けて、短い期間でありながら障害福祉サービス受給にかかる手続きの調整と、共同生活援助の利用にかかる調整を行い、勾留中に施設責任者とも事前面接まで実施し、利用に至った。現在もフォローする中で再犯なく、就労を目指して活動を続けることができているなど、その取り組みには特筆すべきものと考える。

<弁護士会>

・数年前に予算を出していない県から、「今後、入口支援など、定着の本来の業務となっていない支援、相談については、県が対応するので以下に連絡すること」という通知が弁護士会、検察、保護観察所などに配られた。何人かの弁護士が、県に連絡をしたが、何も対応してくれなかった。結果、定着に相談したこと。また、定着の業務に予算を出してないのはおかしいとの意見を県に上げてくれた。

<各警察署>

・他県の様子はわからないが、当県においては、すべての警察署での面会時、書類への記載する住所を「名刺記載の定着の住所」となっている。（本人確認の差入、宅下げ時の書類も同様である。）

<保護観察所・地方検察庁>

・弁護士会を含めた5者会議の本年度からの実現について、2者からは消極的な発言あり。

（本年度事業が開始し、やっと4者の連携が始まった直後で、課題整理もできていないなど、まだ手探りな状況。弁護士のケース対象や流れがどういう形になるのか決まってこないと、こちらもどう関与し話し合いをすればいいのか。色々と決まった段階で加入してもらうでもよいのではないか）

<保護観察所>

・更生緊急保護が見込まれる為、釈放日から委託保護が行える更生保護施設、自立準備ホームを確保する必要があり、今後も更生保護施設の積極的受け入れと自立準備ホームの開拓が必要である。今後も定着と連携し、自立準備ホームの新規開拓を行いたい。

・釈放前の被疑者等に対する面接には必ず定着職員の同席を得ている。

・観察所が口頭で大まかな被疑者等の特徴を伝えると、定着は、今後関わることが見込まれる関係機関を見立てて、被疑者等の面接に関係機関の職員の同席を調整するなど、定着のネットワークや調整力、同業務に積極的に関与していることが好取組につながっている。また、保護観察所が、入口支援の試行庁であったときからも含めて、定着、検察庁及び保護観察所の三者において緊密な情報交換を行い、良好な関係を構築してきたことも好取組事例につながっていると言える。

・定着、検察庁及び保護観察所との連携体制が構築されている点は、本県の強みであると言える。

<地方検察庁>

・4者会議において、事例の検討を行うことにより、課題の洗い出しや、被疑者等のその後の状態を知る機会となっている。

・司法福祉研修は、検察庁業務の広報活動にもなっており、検察庁職員向けの研修は、当庁職員の入口支援等の理解を深める機会であるなど有効な取り組みであると思料する。

・地方検察庁社会復帰支援担当と連携して、被疑者等で更生緊急保護の重点実施等に該当しない場合においても、直接相談依頼を受けた上で被疑者等と面談を行い、また、必要に応じて地域包括や保健所等の職員にも面談や会議に参加してもらい、円滑かつ適切な福祉的支援を行うことができている。

アンケート結果⑤ 関係機関からの意見（好事例）

【東海・北陸ブロック】

好事例	
ケ イ ス に 関 す る こ と	・高齢で自立での起居が困難な男性について、釈放後同ホームに入所させ諸調整を行う方針を立てたが、ホーム入所後奇行が見られたり、排泄コントロールができなくなったりしたため、管外で自立準備ホームに登録している有料老人ホームに保護観察所、定着で本人を同道して折衝し、受け入れに了解を得て、入所にいたった。入所後目立った問題は起きておらず、介護認定、成年後見の申し立て等の調整に専念している。（保護観察所・検察庁・定着）
相 談 支 援 業 務	・重点実施予定者には選定されなかったが、弁護人から釈放後の医療の必要性について検察に個別に相談があった。その後、検察、病院、定着、弁護人、保護観察所が連携を図り、帰住先はあったが、釈放後に「医療・療養」が必要であり、保護観察所が更生緊急保護に該当すると判断し、定着の支援につながった。
協 議 等	・なし

好事例に対する関係機関の意見

<保護観察所>

- ・高齢者は初回面接の際は、相応に意思能力があるように見えても、保護開始後、みるみるうちにQOLが低下することがあり、当庁の提案に積極的に協力をいただいた。

<検察庁>

- ・帰住先がなく高齢で介護が必要とされた支援対象者については、釈放後、保護観察所を介していったん自立準備ホームに入所させ、定着において支援対象者に適した施設への入所の調整を行った。検察庁の役割としては、主として情報提供であったが、各機関の役割分担が明確になされた事案であり、連携により円滑な支援が行われたと感じた。

<保護観察所>

- ・改善更生の意欲があると判断した場合、住む家がない方に限らず、医療の必要がある方や仕事がない方など更生緊急保護の必要性について、今後も柔軟に判断していきたい。

<弁護士会>

- ・事例では勾留面会の際、弁護士の接見に同席する形にしたため、面接時間の制限がなかったと思われる。
- ・警察署でも刑務所でも、接見に弁護士以外の人が入ることについて、事前に相談しておくことが望ましい。

・なし

アンケート結果⑤ 関係機関からの意見（好事例）

【近畿ブロック】

	好事例
ケースに関すること	<p>【支援経過について】</p> <p>器物損壊、詐欺にて逮捕・起訴後、令和3年10月懲役1年6月、執行猶予4年の判決を受け、拘置所から釈放。就労自立を目指し、同日に更生保護施設へ入所した。自宅はあったものの継続居住が困難なため、荷物処分等を母へ依頼した。障害基礎年金2級を受給していたが、自宅家賃や荷物処分に費用が必要で使用できる手持金がなかったため、生活保護担当課へ医療扶助を申請、医療扶助にて精神科クリニックへ通院をしていた。</p> <p>更生保護施設職員と共に、ハローワークで登録を行い、就職活動準備を進めた。しかし、自身で就職活動を行わない状態であったため、更生保護施設職員の調整で協力雇用主のもとへ就労。4日間は継続勤務し、5日目も出勤するが自己都合にて帰宅。そのため、翌日以降は協力雇用主からは要請されず、就労を継続することが困難となった。以降も、自分で就職活動をする意欲が乏しく、また、日中活動もせずに過ごした。</p> <p>令和3年12月初旬に本人を交えた支援者会議にて、支援方針について以下のように検討をした。</p> <p>【支援方針について】</p> <p>更生保護施設へ入所後、一般就労に向けて、自身での就職活動意欲は乏しく、協力雇用主の元での就労のみであった。また、生活支援課にて実施した心理判定より、自閉症スペクトラムを疑われた。その結果においては、1人で「就労自立に向けた活動が困難な状況」であることや「他者の言葉の理解が困難で支援者を必要とする状態」であることが判明した。よって、今後は、障害福祉サービスを利用し、障害年金および不足分を生活保護受給しながら、金銭管理を含めた支援者の協力のもとで自立および自律を目指すこととなった。</p> <p>障害福祉サービスの申請：保健福祉センターにて申請済</p> <p>経済的保障：生活保護課へ申請予定</p> <p>居住場所：障害者グループホームを調整予定</p> <p>日中活動場所：就労継続B型事業所へ通所予定</p> <p>精神科通院：精神科クリニック（継続）</p> <p>【支援の終了・継続について】</p> <p>支援の方向性を上述のように決めて調整をしていたが、令和3年12月末、器物損壊にて逮捕されたため、同日付で、同業務を終了する。なお、以降については、定着の相談支援業務に切り替えて、支援を継続することとなった。</p> <p>・60代男性 高齢ケース</p> <p>他県より旅行目的で当県に来て万引き事件を起こした。住民票はあるが自宅ではなく車中生活をしている状況であった。検察庁より定着と保護観察所に依頼があり、各機関が本人同意を得て、検察庁、保護観察所、定着とで協議を行った。本人のニーズを確認しながら、協議を行った。まず、行先の確保が最優先であったため、更生緊急保護の制度を活用する方針となった。各機関の役割としては、本人のアセスメントを進めるところを定着が担い、更生保護施設の調整を保護観察所が担い、必要な情報の提供と初回面談の調整を検察庁が担うことが確認された。各関係機関が初期段階から協議ができたことにより、スムーズに更生保護施設へ移行することができた。現在も、定期的にケース会議を開催し司法と福祉の連携が図れている。</p>
相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> なし
協議等	<ul style="list-style-type: none"> 同業務の事例は、今年12月時点で2件だ。定着では開設当初から入口支援、相談支援業務を実施してきた。被疑・被告人段階での支援が特別調整に生かされたケースは多数あり、それらの事例を用いて各地域で支援検討会を実施し、地域の支援者と共にグループワーク、その他研修会や事業説明会で事例報告し、地域の支援者に向けて啓発し、理解を深める為の取組を実施している。

好事例に対する関係機関の意見

<保護観察所>

- ・薬物による中毒性精神障害又は統合失調症の疑いを指摘された30代男性のケース。更生保護施設に委託後、定着の調整により生活保護やグループホームへの移行について調整が進められた。定着相談員を中心に、更生保護施設補導員、生活保護担当者、保護観察官によりケース会議を開催するなど、関係機関との連携を図りながら調整が進められた。残念ながら、再犯行為により身柄拘束となってしまったが、同業務において関係機関との連携が図られたケースである。各機関の役割分担や再犯後の同業務への引継ぎなども課題として認められたため、今後の実施に当たり、課題の解消に努めたい。

<保護観察所>

- ・各関係機関の連携が重要であると改めて感じた事例であった。言葉では簡単に他機関連携と表現されるが、実際に連携し、実践していくことは言葉以上に難しいことである。本事例は、実践から生まれた他機関連携であると思っている。今回のケースの様に息の長い支援が重要であると思う。

<検察庁>

- ・依頼時より、迅速に対応いただき保護観察所とも連携することができた事例であると思う。可能な範囲で本人の支援につながる情報提供が出来たことは、非常に良かったと感じている。本人はアルコール等の課題がありながらも、生活を立て直すために、必要な福祉的な支援につながって良かったと感じている。

・なし

<保護観察所>

- ・同業務の扱いとなったことで、福祉的支援が必要な人に対して、更生緊急保護の申出に繋げてもらうことで、切れ目のない支援を実施することができた。

<地方検察庁>

- ・本年4月から12月の間に実施された同業務の事例2件は、定着が、弁護人から依頼を受けた相談支援業務に取り組む中で、被告人が執行猶予判決により釈放された後に、円滑な社会復帰を果たすには、同人に対する重点的な福祉的支援を行う必要があるとの判断から、弁護人を通じ、検察庁及び保護観察所と連携して、更生緊急保護の重点実施による支援に結びつけたものであり、定着の豊富な事例対応の蓄積と地域に根ざした活動等による関係機関との調整や連携が功を奏したものと評価できる。

アンケート結果⑤ 関係機関からの意見（好事例）

【中国・四国ブロック】

好事例	
ケースに関すること	・なし
相談支援業務	・好事業ではないが取組の報告 薬物事件を起した就労継続支援事業所に通所している者が起訴猶予となり在宅生活に戻った。しかし該当事業所から通所の再開には定着の関わりと具体的な支援を条件として示された。その為、本人の地域での生活を安定させる必要性から、精神科の確実な受診のための通院同行や医療面の支援として訪問看護の利用調整、また、当初から関りのあった相談支援事業所とも連携し、再度事件にならないよう定期的な訪問や電話などの対応を行った。（現在、利用再開に向け最終協議の段階に至っている。）
協議等	・令和4年1月28日に同業務説明会を開き、これまでの入口支援との違いは何か等説明し、依頼書についても周知する予定。（出席予定者：弁護士、検察庁、保護観察所、少年鑑別所、刑務所） ・事業開始前ではあるが、関係者との連携会議を開催し、「法務省保観第39号通知」及び「改正指針」に定める事務処理手順を相互で確認し、迅速で適切な対応ができるよう検討している。 ・支援フロー図作成の上、令和3年9月に検察庁、保護観察所、県と話し合いの場を設け、支援の流れを整理した。 ・弁護士からの依頼を想定した支援依頼書を作り直し、弁護士会のマーリングリストで周知を行った。

好事例に対する関係機関の意見

・なし

・なし

<保護観察所>

・令和3年9月の県、定着、検察庁との話し合いにおいて、同業務について協議し、事前協議の段階から3者（定着、検察庁、保護観察所）で行うこととした。事前協議の段階から司法だけでなく定着による福祉的な視点でアセスメントすることは、当県の特徴であり、強みと言える。

アンケート結果⑤ 関係機関からの意見（好事例）

【九州ブロック】

好事例	
ケースに関すること	<ul style="list-style-type: none">法務少年支援センターとの連携により、知能検査等の実施を通して対象者の障がい受容が図れたことで支援が前進した事例
相談支援業務	<ul style="list-style-type: none">現在、入口支援から相談業務に移行して継続して支援しているケースは4件（内令和3度度入り口支援2件）。重点実施対象者ケースとして1件依頼があったケースから。（定着は相談支援として対応） <p>相談電話を受けてから釈放までの時間が非常に短いことから、関係機関と迅速に協議。</p> <p>考えられる対応を一つに決めつけず、いくつかの対応を同時進行ですすめることとし、それぞれの役割を明らかにし、分担する。限られた時間で円滑に支援業務がすすめられた。関係今後も機関と連携しながら、協力を仰ぎ一緒に動くようにしていく。</p> <ul style="list-style-type: none">相談支援業務で対応している入口段階の相談も増えており、電話等での相談や情報共有等がメインだが、刑事司法機関や地域の福祉関係機関等と連携した支援を実施している。
協議等	<ul style="list-style-type: none">同業務が円滑に進められるよう3ヶ月に一度4者協議（検察庁、保護観察所、県、定着）を開催し、課題を持ち寄り協議、連携をしている。同業務の支援依頼は少ないが、ネットワーク体制強化や支援事例の振り返りのための会議等を実施している（令和2年度1回、令和3年度12月末時点での2回実施）。毎年、弁護士会との勉強会を開催し、事例紹介や依頼書作成の改定等について協議している。また、対象者については、高齢者以外に、明確に障害があるかどうかは不明でも障害の疑いがあるという方でも相談を受け、一度面接を行い判断するようにしている。相談支援業務の受付件数が多いので、その中から同業務へ移行できるか、観察所を通して、検察へ相談するケースが2件。該当までには至らなかったが、今後も継続していきたい。弁護士や検察、その他の機関からの相談には応じている。その中で、重点実施に結びつかないか所内で検討し、相談元若しくは、保護観察所へ話をしている。重点実施に結びつくケースも考えられるため、他機関からの相談は今後も受けていく。継続的に相談支援業務として入口支援の実績を重ねていく中で、重点実施となるケースも考えられる。関係機関も、意識していく必要がある。

好事例に対する関係機関の意見

<検察庁>

- ・知能検査が実施できたことは有益だった。当該検査の実施に向けた動機付けも重要なとなるが、この点、定着に対応いただいたことの意義は大きいと思われる。

<法務少年支援センター>

- ・まず対象者との事前面談を行い、後日改めて検査を行う流れが理想的である。但し、時間的な制約等もあり得るため、状況に応じて対応したい。まずは気軽に相談いただきたい。

<保護観察所>

- ・定着には仕事以上のことをしていただいている。
- ・観察所は、更生緊急保護の期間が決まっており、それを過ぎると関与できないが、特別調整と同様、定着は引き続くことになる為、定着の負担感が違うと思う。

<検察庁>

- ・検察は、引き継いだだけだが、この事例においては、介護から後見制度利用まで手を尽くしていただいた。

<県>

- ・定着をはじめ、検察、保護観察所等連携をとっていただき感謝している。

<保護観察所・地方検察庁>

- ・上記会議等で定着の支援状況や地域の実情を把握できることは、連携体制の強化や円滑な支援の実施のため、重要な機会と捉えているので、継続的な実施を希望する。
- ・当事業の円滑な実施のため、地域の関係機関向けに事例を踏まえた説明ができるよう、事例があるたびに担当者間の振り返り会を実施してほしい。

<弁護士会>

- ・関連する各委員会との意見交換等を、今後も継続的に実施できるよう協力願いたい。
- ・実際に刑事弁護を担当し、現場で顔を合わせる10年目未満の若手弁護士との意見交換や事業説明の機会を一緒に確保していただきたい。

<保護観察所>

- ・定着に依頼する場合に、福祉サービスの範囲はどこまでを考えたら良いのか迷う点がある。生活保護の申請手続き等、本人一人で申請相談に行っても対応してもらえない場合があるが、定着同行であればスムーズな場合もあるように見られる。比較的自立度が高い対象者の場合は依頼に挙げていいのか、対象者の範囲を明確にしてきたい。

<検察庁>

- ・同業務に関して、弁護士からの依頼ルートとしては、弁護士と検察側で協議してもらったうえで、検察官から相談を受ける形が良いと思われる。

MEMO